



第 4 回会合の主な意見等

令和 6 年 4 月 23 日
事務局

公正競争の確保に関する基本的な考え方

- **構造規制・行為規制は、公正性を確保するために必ず必要ではなく、公正性が確保されていない場合において必要なものであるため、資料の表現を修正すべき。**（大橋主査代理）
- 公正競争の確保の基本的な考え方は、事前規制ではなく事後規制であり、**遅滞なく検証しながら、問題があれば対応するという姿勢が重要。**公正競争は、競争させないのではなく、競争に不当性があるかという観点であり、ユーザーの利益が置き去りになってはならない。（大橋主査代理）

NTT東西の通信インフラの在り方

- NTT東西の線路敷設基盤に関して、**開放の在り方や競争条件の中での位置付けなどを定めたルール**について、NTTに対して直接適用されるような形で設けておく必要があるのではないか。（大谷構成員）
- NTT東西の通信インフラの在り方については、NTT東西が全国津々浦々に線路敷設基盤を有していることから、**ユニバーサルサービスとの関係の議論が必要。**また、NTTに対して線路敷設基盤の維持活用・高度化の責務を課す場合には、かなりの負担になると考えられるため、何らかの**投資インセンティブが必要**ではないか。（西村（暢）構成員）

NTT東西等の業務の在り方

（本来業務について）

- 本来業務を義務的な業務と考えれば、**県間通信を全て本来業務として行わせなければならないのか**という点については、議論の余地がある。（相田構成員）
- 県間通信について現状を踏まえたルールにする必要があるが、県間通信であれば何でもよいのではなく、**モバイル等については競争上の影響があまりにも大きく、また、モバイルを行うに当たっての重要な資産を独占している状態**にあるため、NTT東西が自ら行うことは不適切。また、**ISPは卸元でもある立場から利益相反**となるため、そのままISP事業を認める緩和はできない。（大谷構成員）
- 本来業務とは何かという**定義・外延を明確にすべき。**（林構成員）
- 東西分離については、NTT再編時の議論でも持株の下にある東西間で十分な競争は起きないのではないかとの意見があり、改めて**ヤードスティック競争について検証が必要。**（林構成員）

(活用業務について)

- **現行制度においても**、子会社を通して地域電気通信業務以外の業務を**実施することは可能**。NTTは現状のデメリットとして**ワンストップでサービス提供できないことを挙げているが、説得力に欠ける**。(林構成員)
- 本来業務とユニバーサルサービスとは関係が深く、**本来業務の安定的な提供は、本来ユニバーサルサービスの話**であり、活用業務で確保した資金を本来業務に充当するのは、議論として違うのではないか。(KDDI)
- NTTの収益面における部分を理由に何か事業範囲の拡大を考えるべきという話であるとすれば、**第1号基礎的電気通信役務の収支ではなく、光IPやフレッツ光を含む指定電気通信役務の収支を参照すべき**。(ソフトバンク)
- JAIPAの発表について、地域ISPにしかできないことがあるというのは、まさに**地域ISPの存在価値**であり、それを理由としてNTTを規制すべきということには直接つながらない。(大橋主査代理)
- 地域課題の解決には地域の事業者がきめ細やかに対応しており、ある程度の参入障壁ができていていると思うが、NTTの活用業務が自由化された場合に、NTTが簡単に席卷することになるのか。(高橋構成員)
 - **NTT東西のブランドは強く、業務範囲の拡大は脅威**。(テレサ協)
- 「**本来業務への支障**」と「**公正競争への支障**」がないという要件の**2本柱は堅持すべき**。現行の事前届出は厳格に運用されているが、スピード感のある活用業務の提供に支障があるのであれば、スピードアップを図ることも一案。事前届出によって今まで**許容されてきた範囲の類型化が可能であれば、それについては活用業務として認める**ことはある。(大谷構成員)
- 活用業務は、**本来業務に支障のない限り実施可能**とし、**事前規制から事後検証に転換し、市場検証会議等でモニタリングしてはどうか**。この点について、**非電気通信市場についても市場画定を行った上で検証を行うべきではないか**。また、**検証の場については、法令上の根拠を与えておくべき**。(林構成員)
- 活用業務について、**事前規制ではなく事後検証という林構成員の考え方に賛同**。(大橋主査代理)
- 活用業務について、現行制度では、いわゆる公正競争に関する要件を確認しており、**事後検証とするのであれば、しっかりとした担保が求められる**。(西村(暢)構成員)
- 行為規制について事後検証にすることはあり得るが、**合併や事業の統合等を禁止するといった構造的な話は事後的な是正が困難であり、事前/事後規制と行為/構造規制の関係は丁寧に議論すべき**。(KDDI)

(目的業務区域外の地域電気通信業務について)

- NTT東西は、現状、自己設置要件があるため、同じNTT持株の下にある両者が、同じ地域で別々に設備を構築するのは効率が悪いことから、目的業務区域外の地域電気通信業務を行わないという判断にしかならず、**NTT東西の直接競争は困難。目的業務区域外で地域電気通信業務を行う場合は自己設置要件を外すことも一案。**(相田構成員)